

# 庁舎電話設備更新工事仕様書

令和5年2月

小値賀町

## 1. 概要

- 1) 本仕様書は、小値賀町役場における電話設備更新工事に適用する。
- 2) 本仕様書が示す内容は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても本システムとして当然備える必要がある事項については完備しているものとする。
- 3) 総務省が定める電気通信事業法及び本仕様書各項の全てを満足するものとする。
- 4) 本仕様について疑義が生じた場合、または変更の必要を認めるときは、本町の指示を受け、誤りのないようにすること。不明な点は本町へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。また、契約後に生じた疑義は、すべて本町の解釈に従うものとする。

## 2. 機器構成

- |                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| 1) デジタル電子交換機                     | 1 式        |
| 2) 電源装置内蔵型                       | 1 式        |
| 3) デジタル多機能電話機 (24 ボタン標準多機能電話機)   | 64 台       |
| 4) デジタル多機能電話機 (INS64 停電直通対応)     | 2 台        |
| 5) デジタル多機能電話機 (アナログ局線停電直通対応電話機)  | 1 台        |
| 6) デジタル多機能電話機 (8 ボタンコードレスタイプ電話機) | 1 台        |
| 7) FAX (複合機)                     | 1 台 (既設流用) |
| 8) 音声応答装置                        | 1 台 (既設流用) |

## 3. 機器仕様

### 3-1 デジタル電子交換機

#### (1) 交換方式

項目	方式
制御方式	蓄積プログラム制御方式
通話路方式	時分割PCM方式
処理装置	32bitマイクロプロセッサ
応答方式	分散/DI/DIL併用方式
冷却方式	自然空冷方式
冗長構成	一重化

#### (2) トラフィック条件

内線電話機 1 台当たりの標準発着呼量は、6.0HCS 以上とする。

#### (3) 収容回線数 (128 ポート以上実装可能とする)

種別	名称	現用	実装	備考
局線	アナログ局線	4	4	防災回線 2 回線を含む
	INS ネット 64	4	4	
	ひかり電話	0	0	
内線	交換機接続	1	4	FAX は既設流用
	FAX (複合機)	1		

	音声応答装置	1		TS400B は既設流用
	デジタル多機能電話	68	80	
その他	通話録音機能	1	1	通話録音時間：20 時間 通話 ch：8 回線

#### (4) 番号計画

種別	番号	備考
局線発信	0	1 桁
内線番号	10~100	2~3 桁
サービス特番		1~3 桁

#### (5) 電気的特性（内線線路条件）

一般内線：500Ω以内（電話直流抵抗含む）

標準多機能内線：40Ω以下

#### (6) サービス機能

- ・システム短縮ダイヤル（システム共通で利用可能な短縮ダイヤルを登録できること。）
- ・可変短縮ダイヤル（内線端末ごとまたは内線端末グループごとに利用可能な短縮ダイヤルを登録できること。）
- ・可変不在転送（あらかじめ自分の電話機へ転送先を指定しておくことにより、不在時に全ての着信呼を移動先に転送できること。）
- ・話中/不応答転送（自分の電話機に転送先をあらかじめ指定することにより、自分の電話が話中または応答できない時、着信呼を転送できること。）
- ・着信音識別（内線着信時にその着信リング鳴動を、呼種別により変えることができること。）
- ・可変不在転送（あらかじめ自分の電話機へ転送先を指定しておくことにより、不在時に全ての着信呼を移動先に転送できること。）
- ・ダイヤルイン（局線着信時に局より通知されるダイヤルイン番号対応に内線を直接呼び出せること。）
- ・フルコールバックトランスファ（内線端末が通話中に転送操作により、第三者と接続し第三者と打合わせしたり、その第三者に呼を転送することができること。）
- ・サービスクラス（各内線にサービスクラスを与え、市外発信規制や接続規制などを行えること。）
- ・ナンバーディスプレイ（デジタル多機能電話機の表示部に発信電話番号を表示できること。）

#### (7) 環境条件

1) 温度 0 ~ 40℃

2) 湿度 20~85%RH（結露なきこと）

#### (8) 構造

交換機本体 据置設置自立型

### 3-2. 電源装置

整流器、蓄電池は交換機内蔵型とする。

- 整流器 入力：AC90V～110V  
(50Hz/60Hz)
- 蓄電池 停電補償3時間以上を満足する容量

### 3-3. 多機能電話機（停電対応含む）

#### 24ボタンデジタル多機能電話機

- ・フリーファンクションボタン24個
- ・機能釦（リダイヤル、代理応答、電話帳、保留）
- ・十字キーによるメニュー起動および各種変換設定が可能なこと。
- ・全角10文字×6行まで表示のLCD。（漢字表示バックライト付）  
（日付、時刻、ダイヤルモニタ、発着信名称表示他）
- ・着信履歴：50件、発信履歴：30件
- ・ユニバーサルデザインでヒアリングエイドに対応していること。
- ・受話器はアルコール（エタノール）消毒に対応した素材であること。

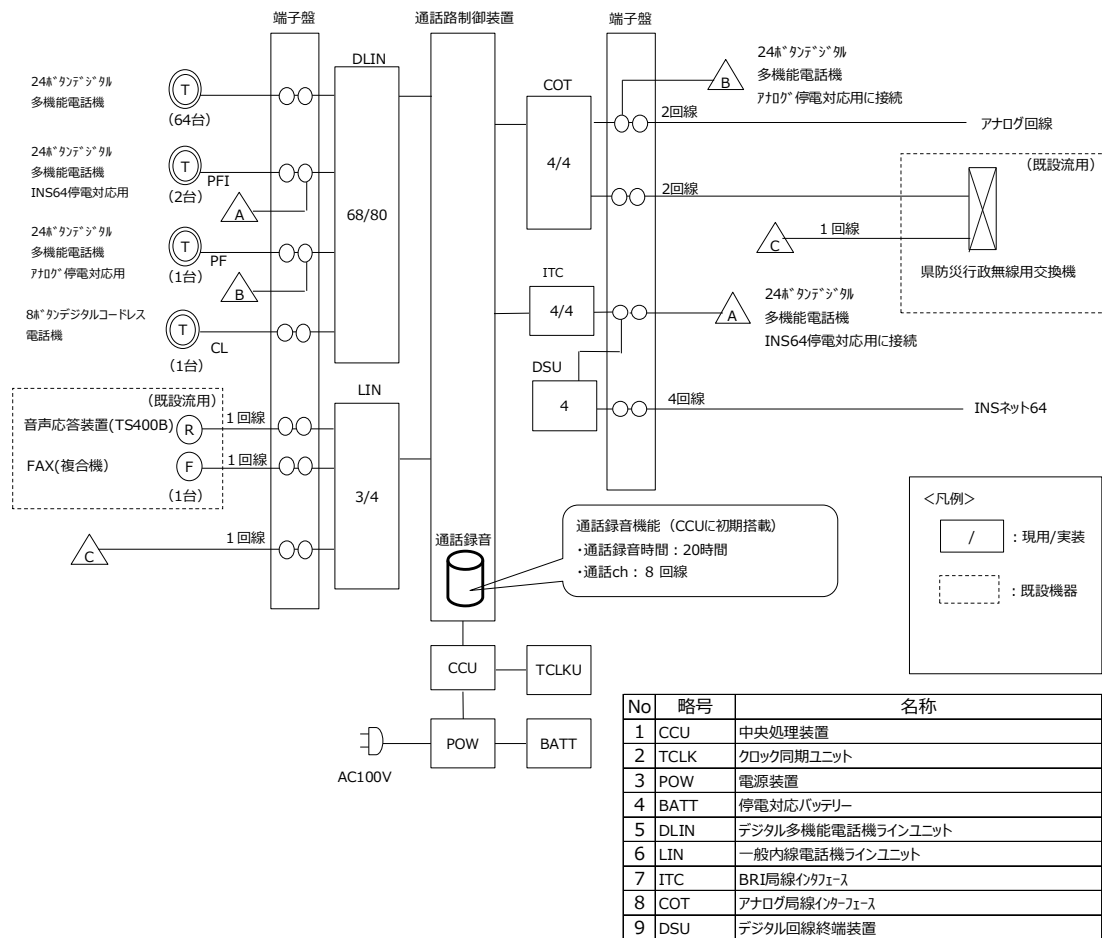
#### 8ボタンデジタルコードレス電話機

- ・フリーファンクションボタン8個
- ・全角10文字×10行まで表示可能なカラーLCD
- ・着信履歴：20件、発信履歴：20件
- ・子機電話帳：1,000件（1件当たり3番号）
- ・連続通話時間：約5時間
- ・連続待受時間：約200時間

## 4. 工事関係

- (1) 機器据付け、配線、設定（内線機能設定・外線機能設定・電話帳設定機能）を行うものとする。
- (2) 設置に従事する要員は十分な経験と技能を有する者とし、責任体制を明確にすること。
- (3) 機器の配置については、業務責任者と協議しその指示に従うものとする。
- (4) 設置にあたり、必要ならば、受注者は法令等による官公庁その他の手続きを行うこと。なお、必要な事項については、その結果を報告すること。
- (5) 配線については既設流用とし、著しく劣化をしている場合には業務責任者と協議しその指示に従うものとする。
- (6) 設置場所・配線の状態等事前に確認が必要な場合には、質疑期間内に現場確認および建物図面等資料閲覧を行えるものとする。
- (7) 既設電話装置との切替並びに撤去を行うものとする。作業日程と手順、体制について関係職員と協議を行い、業務責任者の指示に従って実施するものとする。
  - ① 導入機器の据付と調整は、現用システムとの連動を図り、システム切替え期間も電話業務に支障をきたさないようにするものとする。
  - ② MDF以降の既設交換機に接続している端末は、業務に支障をきたさないように速やかにすべて切替えるものとする。
  - ③ 主装置に登録されている電話番号はそのまま移行するものとする。
  - ④ 既設電話設備の撤去は、切替後速やかに行うものとする。
- (8) 全ての接続された機器が正常に動作するよう機能試験、調整を行うものとする。
- (9) 既設機器、工事により発生した廃棄物(梱包材・残材を含む)は受注者の責任において関係法令に従い適切に廃棄処理を行うこと。
- (10) 輸送中に発生した損傷は、受注者において速やかに代品を納入するか無償で修理すること。

## 5. 中継方式図



## 6. 機器外観 (参考図)

機器種別	デジタル電子交換機	デジタル多機能電話機 (1)	デジタル多機能電話機 (2)	デジタル多機能電話機 (3)
製品外観		 (24ボタン標準多機能電話機)	 (INS64停電直通対応)	 (アナログ局線停電直通対応)
数量	1式	64台	2台	1台
機器種別	デジタル多機能電話機 (4)	FAX(複合機)	音声応答装置	
製品外観	 (8ボタンデジタルコードレス電話機)			
数量	1式	1台 (既設流用)	1台 (既設流用)	

## 7. 一般事項

### 7-1. 納入

#### (1) 納期

令和5年3月29日(水)

#### (2) 納入場所

小値賀町役場(小値賀町笛吹郷2376番地1)

### 7-2. 完成図書

検査終了後、本システムについて下表に示す日本語で記載された書類を提出すること。

種別	部数	備考
完成構成図	2部	組立、配置、外形、接続、配線、系統等
取り扱い説明書	2部	

## 8. 検査

### 1) 社内検査

受注者は、その責任において、下表に示す社内検査を行うこととする。

種別	範囲
部品検査	必要に応じて
半成品検査	製作過程に応じて(組立・配線・塗装など)
完成品検査	仕様書に規定する全項目

### 2) 完成検査等

発注者は、完成検査を本仕様書に基づき実施するものとする。検査の細目及び日程等については、別途協議の上決定する。

## 9. 補償並びに保守体制

- 1) 電話設備一式は、障害発生時に迅速な対応を可能とする保守体制が取れること。
- 2) 障害発生時には、平日の8:30~17:30の間は即座に作業に着手できる保守体制が取れること。(別途、保守契約)
- 3) 故障が生じたとき、故障箇所を速やかに特定するための連絡体制表を作成し、添付すること。
- 4) 瑕疵担保期間(以下、「保証期間」という。)は、1年とすること。
- 5) 保証期間については、取り扱いの過誤によらない原因で装置の故障、損傷などの不良・不備と認められる箇所を生じた場合には、受注者において、速やかに無償で修理すること。
- 6) 保証期間において工事の不備によって事故が生じたときは、受注者において、速やかに無償で修理すること。
- 7) 参考資料として、別途、保守費用の見積書を提出すること。

## 10. 担当者(職員)に対する支援体制

実用的かつ分かりやすいマニュアル等が提供可能であること。また、納入後、担当者(職員)に対して取り扱い方法に関する教育を行うこと。また、保証期間内においては、機器の設定変更や接続等に関する技術的な相談に速やかに応じられる体制が準備されていること。